



大水工工 第 9029 号
令和 5 年 9 月 22 日

株式会社 三和
代表取締役 共田 義夫 様

大阪市水道局長
谷川 友彦

改良土製造工場の登録について（通知）

令和 5 年 6 月 5 日付けの改良土製造工場の登録申請につきまして、手続きが完了しましたので、次のとおり通知します。

記

- | | |
|--------|--|
| 1 登録期間 | 令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日 |
| 2 製造工場 | 工場名 株式会社 三和
所在地 大阪市住之江区平林南 2 丁目 4 番 28 号 |
| 3 特記事項 | |
| 1. | 本登録は、当局土木工事における改良土調達先を指定するものであり、貴社の改良土販売にあたっての品質保証、製品認証及び工場認証等を当局が行うものではない。 |
| 2. | 申請書類の内容に変更が生じたときは、「改良土製造工場の登録に関する施行の細目」（以下「施行の細目」と言う。）第 11 条の規定に従い、遅滞なく登録内容変更申請書を提出しなければならない。 |
| 3. | 改良土の製造を中止したとき、又は改良土登録工場の登録の辞退を希望するときは、施行の細目第 12 条の規定に従い、遅滞なく登録辞退願を提出しなければならない。 |
| 4. | 施行の細目第 13 条第 1 項の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことがある。 |
| 5. | 登録終了日以降の登録継続を希望する場合は、施行の細目第 10 条の規定に従い、 <u>登録終了日の当年の 6 月 30 日</u> までに登録更新に係る書類を提出しなければならない。 |
| 6. | 「改良土製造工場の登録に関する施行の細目」の掲載場所
水道局 H. P. (http://www.city.osaka.lg.jp/suido/) > 経営情報 > 条例・審査基準等 > その他の例規 > 改良土製造工場の登録に関する施行の細目 |